

**減免後の児童育成延長料区分表**

費用負担者の属する階層区分	児童育成延長料 (月 額)
生活保護法による被保護世帯 前年度市民税が非課税(所得割・均等割ともに0円)の母子・父子世帯	0円
前年度市民税が非課税(所得割・均等割ともに0円)で上記以外の世帯 前年度市民税の所得割が課税の世帯・減免申請を希望しない世帯	1,800円 (900円)

兄弟で児童ホームに入所する場合、兄(姉)は( )内の金額になります。